

質問に対する回答（土井ヶ浜プロジェクト基本計画策定業務）

令和8年5月29日

番号	質問事項	質問に対する市の見解
1	<p>実施要領 5 参加資格 (9) 資格を有する者の配置について</p> <p>第三者への委託により学芸員資格を有する者を配置することによって、参加資格の条件を満たせるでしょうか。</p>	<p>実施要領「5 参加資格(10)」において、業務の一部について第三者委託を認めておりますので、学芸員有資格者に再委託することは可能です。また、配置する有資格者と本件参加者との雇用関係は、特に定めておりません。</p> <p>ただし、本業務の円滑な遂行のため、適切な業務実績を有する者を配置してください。</p> <p>なお、実施要領「9 提案書作成方法等(4)イ(イ)業務実施体制」のとおり、提案書には、再委託する業務内容を記載してください。</p>
2	<p>『実施要領 5 参加資格(9)』</p> <p>「博物館法に規定する学芸員の資格を有する者及び建築士法に規定する一級建築士の資格を有する者を配置できる者」との記載について、学芸員資格を有する者と一級建築士の資格を有する者をそれぞれ配置できれば足り、同一の者が両資格を有することまでは求めないとの理解でよろしいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
3	<p>『実施要領 5 参加資格(9)』</p> <p>『様式3 実績調書 資格等』</p> <p>実施要領では、学芸員と一級建築士の実績の有無は問われていないが、様式3 実績調書の資格等項目について、枠外に「学芸員／一級建築士のいずれの有資格者が従事したか」を記載するよう指定がされている。</p> <p>これは、学芸員と一級建築士にも同種・類似の実績が必要ということでしょうか。</p>	<p>本業務の円滑な遂行のため、適切な業務実績を有する者を担当者として配置していただくことを想定しています。</p> <p>そのため、実績調書には、配置を予定している者の実績をご記入ください。</p> <p>また、配置予定の学芸員、一級建築士の同種もしくは類似業務の実績を要件とはしていませんが、評価の対象となりますので、該当する実績がある場合はご記入ください。</p>

<p>4</p>	<p>『実施要領 5 参加資格』</p> <p>「複数のものによる共同提案も認めるが、その場合、構成する者のいずれも参加資格を満たす者であり、共同提案者の中から代表者を定め、たうえで応募すること」との記載について、共同提案者として申請する場合は共同提案者での申込書や協定書等、他に必要となる書類はあるか。また、必要な場合は、参加申込書の提出時に併せて提出すればよろしいか。</p>	<p>共同提案者（共同企業体）として申請する場合は、実施要領「7 参加申込書 1 イ会社概要」の添付書類として、構成員等概要が分かるもの（協定書等）を添付してください。</p>